

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第307号）

〔不動産鑑定評価書部分公開決定第三者審査請求事案〕

（答申日：平成31年4月8日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育長）は、本件審査請求の対象となった行政文書のうち、別紙2に掲げる部分については非公開とすべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 平成30年3月28日、本件請求者は、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、大阪府知事に対し、別紙1の文書について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 同年4月12日、大阪府知事から地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2第1項の規定に基づき権限を委任された大阪府教育長（以下「実施機関」という。）は、別紙1の文書のうち、「独立監査人の監査報告書」及び「不動産鑑定評価書」（以下、これらのうち審査請求人が作成した「不動産鑑定評価書」を「本件行政文書」という。）を除く文書について、部分公開決定を行った。同日付けで、「独立監査人の監査報告書」及び「不動産鑑定評価書」に第三者の情報が記録されていることから、実施機関は本件請求者に対して、これらの文書に係る決定について条例第14条第2項の規定により延長後の期限を同月27日とする決定期間延長通知を送付した。併せて、同月16日、本件行政文書に、第三者である審査請求人に関する情報が記録されていたことから、条例第17条第1項の規定に基づく意見書提出の機会を付与するため、審査請求人に対して意見書の提出依頼書を送付した。
- 3 同月19日、審査請求人は、実施機関に対し、（1）公開に反対する部分の欄及び（2）公開に反対する理由の欄に次のとおり記載した公開請求に係る意見書を提出した。

（1）公開に反対する部分

そもそも本件行政文書は依頼者が一定の目的のため、本件行政文書の提出先、開示先及び公表の有無等の利用者の範囲を当社と取り決めたうえで発行したものです。

したがって、直接依頼者でない大阪府が一度入手した書類等の全てが自動的に行政文書扱いとなり、その種類・性格等の如何を問わず、またその内容の全てについて公開の対象となるのは極めて不本意であり、直接の依頼者である学校法人A（以下「学校法人」という。）と当社との守秘義務の関係についても極めて不明確に思えます。

よって、本件行政文書についての公開に対しては反対をさせていただきます。

本件行政文書の公開については再考のほどよろしくお願い致します。

しかし、条例の条文解釈の中で本件行政文書がどうしても公開の対象となるのであれば個人情報保護の点に充分にご配慮いただきたく、特に公開に反対する部分として次のとおり提示させていただきます。

ア 本件行政文書の表紙のうち、発行会社名、担当不動産鑑定士名及びその印

イ 本件行政文書本文及び別表に至るまでの各頁右下に記入されている社名ロゴ

ウ 3頁のうち、1.（1）②の氏名、（2）の登記測量事務所名及び土地家屋調査士氏名

エ 19頁のうち、1. 不動産鑑定評価士等の役割分担（業者名・不動産鑑定士の氏名）

- オ 別表①、別表③及び別表⑤のうち、取引事例等の概要（取引事例の所在町名欄）
- カ 付属資料のうち、位置図&事例所在図（2枚）、現況レベル図中記載の事務所名及び氏名
- キ 履歴管理票
- ク 原本証明

(2) 公開に反対する理由

上記（1）アからクまでは全て個人情報に係る箇所と思料されるため。

- 4 同月27日、実施機関は、条例第13条第1項の規定により、本件請求のうち、「独立監査人の監査報告書」及び「不動産鑑定評価書」についての請求に関する決定として、一部を公開することと決定した行政文書の欄に、「B学校（仮称）の設置計画書」、「B学校（仮称）の設置認可申請書」及び「B学校の設置に係る認可申請書変更届」と記載し、（1）の部分を除いて公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、（2）のとおり公開しない理由を付して、本件請求者に通知した。

(1) 公開しないことと決定した部分

上記文書のうち、「独立監査人の監査報告書」及び「不動産鑑定評価書」について、法人代表者の印影、不動産鑑定士及び公認会計士の署名及び印影、不動産鑑定評価額に関する事項及び、本件行政文書における大阪府以外の「依頼者以外の提出先」

(2) 公開しない理由

ア 条例第8条第1項第1号に該当する。

本件請求の対象となる行政文書（非公開部分）には、学校法人の財務状況等の詳細な情報、学校運営に関する事項、法人代表者の印影等が記載されており、これらの情報を公にすると当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

イ 条例第9条第1号に該当する。

本件請求の対象となる行政文書（非公開部分）には、個人の氏名、住所、印影等が記載されており、これらは個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものである。

- 5 同日、実施機関は、条例第17条第3項の規定により、本件決定を行った旨及び本件行政文書のうち、「公開することと決定した行政文書に記録されているあなたの情報」として（1）のとおり記載し、「公開することとした理由」を（2）のとおり記載して、審査請求人に通知した。

(1) 公開することと決定した行政文書に記録されているあなたの情報

- ・法人名
- ・代表取締役名
- ・不動産鑑定内容の一部

(2) 公開することとした理由

行政文書公開請求に対する公開・非公開の決定は、条例の規定に則して行うものであり、本件行政文書（公開部分）に記録されている情報は、当該法人及びその事業の性質等を考慮すると、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、条例第8条第1項第1号に該当しないほか、同項2号から5号まで及び条例第9条各号（非公開情報）のいずれにも該当しないため。

- 6 同年5月7日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

第四 審査請求人の主張趣旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

当社の認識としては、学校法人が学校開設にあたっての認可申請を取り下げているので、当社が発行した本件不動産鑑定評価書についても取り下げられたものと思料しています。

われわれは、国土交通省が定めている「価格等調査ガイドライン」に従って「業務確認書」及び「依頼書兼承諾書」により依頼者と取決めをおこなっております。国土交通省が定めている「価格等調査ガイドライン」に規定されている内容としては、依頼者との利害関係をはじめ依頼目的、依頼者以外の提出・開示・公表の有無等について事前に取決めを行わなければならないというものです。これら国土交通省が定めている「価格等調査ガイドライン」に則り、本件行政文書については依頼者以外への提出先等として、大阪府・公認会計士と記載しておりますが、開示並びに公表については無いものとし、上記以外に本件不動産鑑定評価書を提出若しくは開示並びに公表する場合には、当該提出若しくは開示又は公表の前に当社あて文書を交付して当社及び本鑑定評価の担当不動産鑑定士の承諾を得る必要があるとしており、本件にあたっては承諾しておりません。

学校法人問題は、学校設置認可に対する経緯等（認可適当とした経緯等）が取りざたされています。よって、教私第1359号に係る本件不動産鑑定評価書が情報公開により開示されることにより多くの誤解・曲解・歪曲が生じる恐れがあり、その結果、当社に対し風評被害等が発生し、今後の業務に多大なる悪影響を及ぼす可能性が大きいと思料されます。

情報公開請求をしている者が不明確であること、その者が請求を行っている内容が不明確であること並びに請求している内容と本件不動産鑑定評価書との因果関係が不明確であります。

情報公開請求した者の権利と情報公開される者との権利関係及び権利利益について、保護の観点においても極めて不公平であります。

2 反論書における主張

（1）公開に反対する部分

本件決定においていずれも公開することと決定した理由が、「本件情報が公開されたとしても、当該法人等及び個人の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れはない」とのことです。ありますが、我々の利益を害することはないと判断出来る具体的な根拠の提示が無いため本件行政文書の公開を反対するとともに、我々が承知するための判断材料のご提示を今一度お願いします。

なお、第二4（1）のうち「不動産鑑定評価額に関する事項」があるにも関わらず、公開することと決定した部分に「鑑定評価額について」があることについては理解に苦しんでお

り、そのご判断の理由並びにその根拠はいかなるものなのでしょうか。

しかし、どうしても公開の対象となるのであれば、改めて第二3（1）アからクまでについて公開を反対します。

（2）反対の理由

そもそも学校法人問題は学校設置認可に対する経緯並びに土地の取得に絡む値引き額等について取りざたされております。

当社が学校法人より直接委託を受け評価をおこなった依頼目的は資産評価の参考とするためのものであります。一連のいわゆる学校法人問題の関連で取りざたされている内容とは性質を異にするものであります。

しかしながら、第二3（1）アからクまでの内容が公表されると、

- ・当社に対してマスコミを始めとする報道各社からの取材要請が勃発する恐れがあり通常業務に多大なる被害（悪影響）が生じる可能性が極めて高いこと

（根拠）

実例として、約1年前に学校法人問題（いわゆる土地取引に係る問題）が世の中で注目されている時に、当該土地取引に係る問題とは全く関係のない当社の本件不動産鑑定評価書が一部マスコミに提示され記事になったことがありました。その時も再三にわたり取材要請を受け、多くの質問が寄せられました。

一部の記者については事前の連絡もなく当社に何度も取材に押しかけて来られました。当時はその対応に追われる日々であり、通常業務が妨害され、当社の業務に多大なる悪影響がでました。

- ・当社が上記依頼目的に応じ適正な評価を行ったにも関わらず、社会一般に広く多くの誤解・曲解・歪曲がなされ事実と異なった風評被害を当社が被る可能性が極めて高いこと
- ・当社があたかも一連の土地取引に係る目的に対応するために本件の評価を行ったと社会一般に対して誤解される可能性が極めて高いこと
- ・当社が従来受託していた業務が第二3（1）アからクまでも全て公表されることになれば、今後継続して業務を受託できるか否かが極めて不透明であること
- ・当社の不動産鑑定評価書が公開されることにより、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会内（いわゆる業界内）で誤った情報が拡散し、全国的に業界内に対して誤解を与え、それに伴って当社並びに不動産鑑定士個人においても風評被害が生じる可能性が極めて高く、それに伴い悪影響を受けることが極めて懸念されること

等であります。

3 口頭意見陳述における主張要旨

平成29年6月から7月頃、多くの報道機関から取材があった。当時、取材対応に追われ、法人の業務に支障をきたした。

適正に鑑定評価を行ったことについて説明することはできるが、審査請求人が評価をしたことが公開されると、風評被害が生じる可能性が高いと考える。

第五 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

(2) 弁明の理由

実施機関は、本件行政文書について、条例の趣旨及び情報公開審査会の答申等を踏まえ、慎重に検討した上で本件決定を行ったものであり、本件決定は適法かつ妥当である。

その理由は以下のとおりである。

本件行政文書について公開しないことと決定した部分（法人代表者の印影、不動産鑑定士の署名及び印影、不動産鑑定評価額に関する事項）の情報については、条例第8条第1項第1号及び第9条第1号に該当する情報として非公開とした。

その他の情報については、以下の理由により審査請求人及びその事業の性質等を考慮すると、公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められず、条例第8条第1項第1号及び第9条第1号には該当しないことから公開とした。

ア 不動産鑑定業者の名称及び住所、代表取締役氏名について

不動産鑑定業者の登録については、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条で「不動産鑑定業を営もうとする者は、二以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては国土交通省に、その他の者にあつてはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。」とされており、同法第23条第1項で「次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない」とし、1号ないし4号で「名称又は商号」「法人であるときはその役員の氏名」「事務所の名称及び所在地」「事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名」としている。また、同法第31条において、都道府県知事は不動産鑑定業者登録簿を公衆の閲覧に供さなければならないとされている。

不動産鑑定士は、同法において、土地等の適正な価格の形成に資することを目的として、誠実に不動産の鑑定評価を行う責務が課せられている。さらに、同法第40条以下では、不当な不動産鑑定が行われたときに、不動産鑑定士及び不動産鑑定業者に対し、懲戒処分及び監督処分が行われる旨規定されており、不動産鑑定士による鑑定評価は、責務と責任を背景に業として行われていると言える。

このような不動産鑑定士の社会的職責を考えれば、不動産鑑定士及びその所属する不動産鑑定業者がどの土地を評価したかを秘匿する必要はなく、不動産鑑定業者の名称及び代表取締役氏名を開示しても、当該法人等及び個人の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れはない。

また、不動産鑑定業者の住所、社名、代表者名については、ホームページで公開されている。

イ I 対象不動産の表示について

当該部分には、本件評価対象不動産にかかる土地の地番、地目、所有者、面積が記載されている。これらは、不動産登記簿に記載された情報であり、本件情報が公開されたとしても、審査請求人及び個人の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れはない。

ウ II 鑑定評価額について

当該部分には、本件評価対象不動産の鑑定評価に係る価格時点が記載されているが、これは鑑定評価の一般的な記載事項であり、本件情報が公開されたとしても、審査請求人及び個人の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れはない。

エ III 鑑定評価の基本的事項について

当該部分には、本件評価対象不動産の鑑定評価に係る種別及び類型、条件が記載されているが、これは鑑定評価の一般的な記載事項であり、本件情報が公開されたとしても、審査請求人及び個人の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れはない。

オ 学校法人が学校認可申請を取り下げていることについて

審査請求人は、学校法人が学校認可申請を取り下げていることから、本件行政文書も取り下げられたものと考えている旨主張している。

しかしながら、学校法人が提出した本件文書は、実施機関の職員が取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものであることから、申請の取下げの有無にかかわらず、条例の対象となる行政文書に該当するものであるため、これに対する本件決定が、違法・不当なものとなるものではない。

カ 鑑定評価書の開示・公表について

審査請求人は、学校法人との取り決めである「業務確認書」及び「依頼書兼承諾書」において、鑑定評価書についての開示・公表は無いものとし、開示・公表を行う場合には、あらかじめ審査請求人及び作成担当不動産鑑定士の承諾を得る必要があるとしており、本件について、審査請求人は承認を行っていない旨主張している。

しかしながら、上記アないしエにおいて、公表された内容を検証したところ、審査請求人及び個人の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れはないものであるとともに、当該取決めは、審査請求人と学校法人との間のもので、その内容は学校法人を拘束するものであり、本件決定に適用されるものではないことから、審査請求人等の承諾が得られていないとしても、本件決定が違法・不当なものとなるものではない。

キ 情報公開請求者、請求内容、請求内容と本件行政文書との因果関係が不明確であるとする審査請求人の主張について

審査請求人は、情報公開請求をしている者が不明確であること、その者が請求を行っている内容が不明確であること並びに請求している内容と本件行政文書との因果関係が不明確であることを指摘している。しかしながら、条例第6条において、「何人も行政文書の公開を請求することができる。」とされており、情報公開請求にあたり、対象文書やその内容と請求人の関係は一切問われておらず、請求者が不明確であることを理由に本件決定が違法・不当とされるものではない。

また、請求内容については、本件行政文書は請求内容に含まれるものであることは明らかである。

(3) 結論

本件決定は、府の保有する情報は公開を原則とするとの条例の趣旨を踏まえつつ、情報を公にすることにより個人や法人等の正当な権利、利益を害する等の事態にならないように配慮し、大阪府情報公開審査会答申等も踏まえて、慎重に検討し行ったものである。

審査請求人は、「情報公開により開示されることにより多くの誤解・曲解・歪曲が生じる恐

れ」があると主張するが、本件公開部分の情報を開示することによって、審査請求人及び個人の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れはなく、実施機関の決定に違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 実施機関説明における主張要旨

審査請求人が反論書で公開に反対する部分として挙げている項目のうち、第二3（1）ウからクまでについては、実施機関は収集・管理していない。また、鑑定評価額については、非公開としていることから、これらの情報については審査請求の対象とする理由はないと考える。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件係争情報について

審査請求人は、本件審査請求において、本件行政文書を公開することにより、審査請求人が不動産鑑定評価において適正な評価を行ったにもかかわらず、社会一般に広く様々な誤解等を生じさせ、風評被害を被るおそれがあり、条例第8条第1項第1号に該当する旨の主張をしている。その上で、反論書において、どうしても公開の対象となるのであれば、第二3（1）アからクに掲げる項目についての非公開を求める主張をしており、当審査会において審査請求人に非公開を求める部分について説明を求めた際にも、全部の非公開を求める主張はなかったことから、審査請求人が非公開を求めるとして争う部分はこの部分であると考えられる。

このうち、第二3（1）ア及びイを除く事項については、実施機関から本件行政文書に含まれないとの説明があった。当審査会が実施機関から提出された本件行政文書を確認したところ、第二3（1）ウ、エ、オ、カ及びキの事項を含む文書は見当たらず、また、クについても審査請求人による原本証明ではなかった。

以上のことから、審査請求人が本件審査請求において争う部分のうち、第二3（1）ウ、エ、オ、カ、キ及びクの事項については審査請求の利益がない。また、アのうち法人代表者の印影、不動産鑑定士の署名及び印影については、本件決定において非公開とされていることから、審査請求の利益がない。よって、以下第二3（1）アのうち発行会社名及びイ（以下、第二3（1）アのうち発行会社名及びイを併せて「本件係争情報」という。）の事項について検討する。

3 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件係争情報について、条例第8条第1項第1号には該当しないと主張するので、以下において検討する。

(1) 条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

ア 法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）、その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

また、本号の「競争上の地位」を害すると認められるものとは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益」を害すると認められるものとは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものである。

(2) 本件係争情報の条例第8条第1項第1号該当性について

ア 本件行政文書は、実施機関が、学校法人の私立学校設置認可等に関し、収集した文書である。よって、(1)アの要件に該当する。

イ 次に本件係争情報が(1)イの要件に該当するかどうかについて検討する。

実施機関は、不動産鑑定士の社会的職責を考えれば、不動産鑑定士がどの土地を評価したかを秘匿する必要はなく、不動産鑑定士の名称及び代表取締役の氏名を開示しても当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない旨主張する。これに対し、審査請求人は、本件係争情報が公開されることにより、審査請求人が土地の鑑定評価を行ったことが公式に明らかとなると、本件行政文書は学校法人からの依頼により資産評価の参考とするため作成したものであるにもかかわらず、審査請求人に対するこれまでのマスコミ等の報道と同様に、学校法人が行う土地取引に対応するために作成したものと様々な誤解等がなされ、その結果、審査請求人が業務を受注できなくなる可能性があることから、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨主張する。

本件請求の対象文書を当審査会が確認したところ、各文書に記載された日付から、本件行政文書にかかる不動産鑑定評価は、国有財産売買契約書が締結された後に作成されたという推測が可能であり、このことは、審査請求人の本件行政文書は土地取引の目的で作成したものであるのではないとの主張を裏付けるものである。一方、学校法人の当該学校設置の件に関しては、

その経緯等から社会的関心は高いものがあるため、行政文書が公開されることにより、審査請求人が学校法人の土地取引に関与したという疑念を持たれ、風評被害が生じる可能性が高く、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるという審査請求人の主張は、首肯できる。

もともと、審査請求人の側において、本件不動産鑑定評価が正当なものであることを説明することによって、自らの名誉・信用の維持に努めることも考えられるところである。

しかしながら、本件行政文書である審査請求人作成の不動産鑑定評価書は、審査請求人が学校法人に提出した不動産鑑定評価書のごく一部であると考えられ、かつ鑑定評価額も非公開とされており、審査請求人において学校法人との取決めに反して本件行政文書を含む不動産鑑定評価書を自ら公表することも難しいと考えられるため、審査請求人において、不動産鑑定評価を適正に行った旨の説明を十分に行うなどにより信用の回復を図ることは困難である。

以上のことから、本件係争情報を公にすることにより、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることができ、(1)イの要件に該当すると認められる。

4 結論

以上のとおりであるから、審査請求人が非公開を求めるとして争う部分のうち、別紙2に掲げる部分については、非公開とするのが妥当である。残余の部分については、本件審査請求には理由がなく、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

高橋明男、丸山敦裕、磯辺康子、中井洋恵

別紙1（本件請求事項）

○B学校（仮称）設置計画書（平成○年○月○日）

- 1、設置計画の概要
 - 1-1 学校位置図
 - 1-2 最寄り駅までの距離がわかる地図
- 2、施設の概要
 - 2-1 校地の地籍測量図
 - 2-2 運動場の面積を算出した資料
 - 2-3 校舎の配置図、各階平面図、立面図
 - 2-4 校舎建設に係る費用の見積額
- 3、教職員組織図
- 4、学校設置に係る資金計画
 - 4-1 設置者の寄附行為
 - 4-2 事業計画決定時における評議員会議事録
 - 4-3 事業計画決定時における理事会議事録
 - 4-4 自己資金相当分の現金預金を保有することを証する書類
 - 4-5 寄附者の一覧
 - 4-6 収支計画・返済計画概要
- 5、教育内容
- 6、設置者の状況
 - 6-1 法人登記簿謄本
 - 6-2 理事会・評議員会名簿
 - 6-3 計算書類（平成○年度～平成○年度）

○B学校設置認可申請書（平成○年○月○日）

- 1、設置計画の概要
 - 1-1 学校位置図
 - 1-2 最寄り駅までの距離がわかる地図
- 2、施設の概要
 - 2-1 校地の地籍測量図
 - 2-2 運動場の面積を算出した資料
 - 2-3 校舎の配置図、各階平面図、立面図
 - 2-4 校舎建設に係る費用の見積額
- 3、学則
- 4、教職員組織図
- 5、学校設置に係る資金計画
 - 5-1 設置者の寄附行為（1. 現行、2. 新規、3. 新旧対照表）
 - 5-2 事業計画決定時における評議員会議事録
 - 5-3 事業計画決定時における理事会議事録

- 5-4 自己資金相当分の現金預金を保有することを証する書類
- 5-5 寄附者の一覧
- 5-6 収支計画・返済計画概要
- 5-7 負債償還計画書
- 5-8 資産状況予測（平成○年度末）・不動産鑑定評価書（写し）
- 5-9 設置候補図書リスト
- 5-10 購入予定校具・教具リスト

6、教育内容

7、設置者の状況

- 7-1 法人登記簿謄本
- 7-2 理事会・評議員会名簿
- 7-3 計算書類（平成○年度～平成○年度）

○平成27年1月27日 大阪府私立学校審議会臨時会資料

- 1、児童数確保の見込みについて
- 2、校舎建築費についての覚書
- 3、収支計画・借入返済計画概要
- 4、時間割（案）

○B学校の設置に係る認可申請書変更届（平成○年○月○日）
（開校時期の変更）

○B学校の設置に係る認可申請書変更届（平成○年○月○日）

- 1、学校設置に係る資金計画
- 2、設置者の状況 学費等について
- 3、校舎及び体育館の一部設計変更

○B学校の設置に係る認可申請書変更届（平成○年○月○日）

- ・土地登記簿、国有財産売買契約書

○B学校の設置に係る認可申請書変更届（平成○年○月○日）

- 1、学校設置に係る資金計画

○「(仮) B学校」設置認可の取り下げについて（平成○年○月○日）

別紙2（非公開とすべき部分）

- ・ 1 本件行政文書の表紙及び2枚目のうち、発行会社名並びにこれが判明する記載、住所、電話番号及び代表者氏名
- ・ 2 本件行政文書本文の右下に記入されている社名ロゴ